

○八王子市図書館電子書籍の利用に関する要綱

平成30年4月1日施行

改正 令和3年10月18日

(趣旨)

第1条

この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、電子書籍サービスの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子書籍を利用できる者は、規則第6条の規定に基づき、市内に居住、通勤又は通学する者とする。

(利用方法)

第3条 電子書籍の利用は、インターネットにより行うものとする。

(個人貸出し)

第4条 同時に個人貸出しを受けることのできる電子書籍は、規則第6条の3第3項の規定に基づき、2点を限度とし、その貸出し期間は2週間以内とする。

(返納)

第5条 個人貸出しされた電子書籍は、その貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

2 前項の場合においては、電子メールにより通知を行う。

(予約)

第6条 電子書籍が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、電子書籍の貸出しの予約(以下「予約」という。)をすることができる。

2 同時に予約できる電子書籍の数量は、2点以内とする。

3 予約資料の利用が可能になったときは、電子メールにより通知を行う。

(予約の取消し)

第7条 前条第3項の規定による通知の翌日から2日を経過しても予約資料の利用がないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(業務の休止)

第8条 電子書籍の利用に係る保守点検等、生涯学習スポーツ部長が必要と認めた場合には、電子書籍業務の全部又は一部を休止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。